

(案)

富山大学杉谷キャンパス
各種自動販売機設置運営事業委託契約書

委託者 国立大学法人富山大学と受託者 株式会社●●●●との間において、富山大学杉谷キャンパス各種自動販売機設置運営事業について、次の条項により委託契約を結ぶものとする。

(目的)

第1条 本契約は、学生及び教職員に対する福利厚生並びに来客者へのサービスのために、受託者へ構内における自動販売機の設置及び管理運営を行う業務（以下「業務」という。）を委託し、飲料等を提供することを目的とする。

(業務仕様書)

第2条 受託者は、別紙自動販売機設置運営業務仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、業務を実施するものとする。

(自動販売機の設置場所)

第3条 受託者は、委託者の指定する下記の場所に各種自動販売機を設置する。

(1) 富山大学杉谷キャンパス（所在地：富山県富山市杉谷2630）

2 自動販売機を設置する具体的な場所及び設置台数は、仕様書のとおりとする。

(業務契約期間)

第4条 業務契約期間は、令和6年10月1日から令和11年9月30日までとする。

(施設等の使用)

第5条 委託者は、自動販売機設置のために必要な施設（屋外にあっては、土地をいう。以下同じ。）及び設備等（以下「施設等」という。）を、受託者に無償で使用させるものとする。

2 受託者は、施設等を、第1条に規定する目的以外の用途に供してはならない。

3 受託者は、施設等の全部若しくは一部を第三者に転貸し、又は担保に供してはならない。

(光熱水料)

第6条 受託者が設置する自動販売機の稼働に要した光熱水料は、委託者が負担するものとする。

2 受託者は、自動販売機に光熱水量検針メーターを受託者の負担で設置するものとする。

(受託者の管理責任)

第7条 受託者は、業務の実施に際しては、関係法令、規則等を遵守するとともに、善良な管理者の注意をもって誠実に履行するものとする。

2 受託者は、業務を実施するにあたっては、良質な飲食物、商品、サービス等を提供するものとする。

3 受託者は、委託者の社会的信用の失墜及び本学学生及び教職員等の不利益となる行為をしてはならない。

4 受託者は、業務実施の際に発生したトラブルに対しては、受託者の責任において解決を図るものとする。

(売上金の帰属)

第8条 自動販売機による売上金は、受託者に帰属するものとする。

2 商品別の売上高及び光熱水量の検針の報告は、本学が指定する日までに担当者に行うこと。

(本学に対する支援)

第9条 委託者は、受託者と協議の上、売上金の一部等を本学に対する支援のため委託者に寄附金として納付するものとし、具体的な事項については別途覚書を締結する。

(災害時の援助)

第10条 受託者は、災害時に自動販売機の商品を無償で提供するものとし、具体的な事項については別途覚書を締結する。

(委託者の契約解除権)

第11条 委託者は、受託者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 本契約各条項及び委託者と受託者の間で締結した覚書各条項の一にでも違反したとき。
- (2) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。
- (3) 受託者の責に帰すべき事由により業務を履行する見込みが明らかでないとき認められるとき。
- (4) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 前記アに該当する者が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用しているとき。

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 委託者は、前項の規定により契約を解除したときは、受託者に対して違約金等の損害賠償を請求することができる。

3 受託者は、前第1項の規定により契約を解除されたときは、委託者に対して異議の申立て、営業権の補償等に係る損害賠償その他一切の請求を行使することができない。

(受託者の契約解除権)

第12条 受託者は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 委託者が契約に違反し、その違反により業務を履行することが不可能となったとき。

(2) 天災その他避けることのできない理由により、業務を履行することが不可能又は著しく困難となったとき。

2 受託者は、前項第1号の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、損害の賠償を委託者に請求することができる。

(原状回復)

第13条 受託者は、第4条に定める業務契約期間が満了した時は、受託者の経費負担により、委託者の指定する期日までに自動販売機を撤去し、原状回復するものとする。ただし、委託者が特に承認したときは、この限りではない。

(損害賠償)

第14条 受託者は、自動販売機に起因する事故等による委託者又は第三者への賠償について、受託者の責任において行うものとする。

2 受託者は、この契約に定める義務を履行しないために委託者に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として委託者へ支払わなければならない。

(秘密保持)

第15条 委託者及び受託者は、業務契約期間中において知り得た相手方の秘密情報を第三者に漏洩してはならない。なお、秘密保持は本契約終了後も同様とする。

(協議事項)

第16条 その他、本契約に定めのない事項及び契約事項の解釈に疑義が生じたときは、委託者受託者双方で誠意をもって協議して決めるものとする。

(管轄裁判所)

第17条 本契約に関する紛争は、国立大学法人富山大学所在地を管轄区域とする富山地方裁判所とする。

本契約締結の証として、本契約書を2通作成し、委託者と受託者双方が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和6年●月●●日

委託者 富山県富山市五福3190番地
国立大学法人富山大学
分任契約責任者
財務施設部長 吉居 真吾

受託者 ●●●●●●●●
●●●●●●●●
代表取締役 ●●●●●●●●

富山大学杉谷キャンパス自動販売機設置運營業務仕様書

1 設置場所

(1) 設置場所 (参考図参照)

番号	建物名称・部局名	設置場所	設置台数		
			飲料	食品	合計
1	厚生棟	通路	1	0	1
2	福利棟	売店北側	3	0	3
3	福利棟	学生食堂出入口	1	0	1
4	体育館	玄関前	1	0	1
5	テニスコート	東屋	1	0	1
6	グラウンド	体育器具庫 (部室横)	1	0	1
7	看護師宿舎	玄関前	1	0	1
8	国際交流会館	玄関前	1	0	1
9	管理棟	1階玄関ホール	1	0	1
10	講義実習棟	1階大講義室横	2	0	2
11	講義実習棟	2階ホール	1	0	1
12	看護学科研究棟	3階ラウンジ	3	0	1
13	医・薬学部研究棟	4階ホール	1	新規 1	2
14	医学部研究棟	2階倉庫横	1	0	1
15	医学部研究棟	3階倉庫横	1	0	1
16	医学部研究棟	6階倉庫横	1	0	1
17	医学部研究棟	1階ピロティ	1	0	1
18	医薬イノベーションセンター	1階ラウンジ	1	0	1
19	医薬学図書館	玄関前	新規 1	0	1
	合 計		24	1	25

※ 設置場所は空容器の回収ボックス、放熱スペース等を含む。

- ・ 設置場所 19 番の飲料自動販売機については開け閉めできる蓋付き飲料とする。
- ・ 設置場所 13 番の食品自動販売機についてはカップ麺を除いたものとする。

2 経費負担に関する条件

事業実施にあたっての必要経費は、下記を含め、すべて設置事業者の負担とする。ただし、自動販売機に係る光熱水費に関しては、本学の負担とするとともに、自動販売機設置に係る施設使用料は無償とする。

- ① 自動販売機（光熱水量検針メーターも含む。）の設置及び撤去に要する工事費、移転費等
- ② 清掃及び保守に要する費用並びに商品の空き容器等の廃棄物等の処理経費
- ③ 事業実施にあたり、利用者に損害を与えた場合の損害回復及び賠償費用

3 自動販売機の管理及び運営上の条件

（1）商品管理

- ① 商品補充（売り切れ防止等）、金銭管理（つり銭対応含む。）等、自動販売機の維持管理は設置事業者の責任で行うこと。また、商品の賞味期限に注意するとともに在庫及び補充の管理を適切に行うこと。
- ② 自動販売機に係る故障、商品の品切れ等の問い合わせ及び苦情については、設置事業者の責任において迅速に対応すること。

（2）衛生管理及び廃棄物処理

- ① 自動販売機周辺は清潔に保ち、構内の美観、衛生環境を損なわないこと。
- ② 自動販売機の横等に販売商品の容器に対応した回収ボックスを設置し、廃棄された空き容器がボックスからはみ出さないよう定期的な回収を行うこと。
- ③ 設置事業者が自動販売機置場に設置する回収ボックス類から発生する廃棄物は、全て設置事業者が責任を持って定期的に回収し、回収した空き容器等については富山市の定めるリサイクル処理を実施するものとする。

（3）賠償責任

販売商品（衛生管理に起因するものを含む）、飲料自動販売機に起因する事故による本学及び第三者への賠償は設置事業者において全責任を負うものとする。

4 販売価格、設置等に関する条件

（1）販売商品及び販売価格

- ① 販売商品は飲料（缶、ペットボトル、紙パック等）又は食品とし、設置事業者の提案によるものとするが、利用者の嗜好に幅広く対応できる品揃えとすること。ただし、設置場所 19 番の飲料自動販売機については開け閉めできる蓋付き飲料とし、設置場所 13 番の食品自動販売機についてはカップ麺を除いたものとする
- ② 販売価格は、販売商品の標準小売価格を下回る価格とすること。
- ③ 酒類の販売は行わないこと。
主な利用者が大学関係者であることに配慮すること。

（2）自動販売機の形式及び機能

- ① 大きさ及び形状は本学が指定する場所に対応したものとする。
- ② 自動販売機のデザイン、色彩等は周囲と調和を図るため、事前に本学と協議すること。
- ③ 自動販売機には商品の販売と直接関係のない広告を掲示しないこと。
- ④ 自動販売機本体前面の分かりやすい箇所に緊急時（トラブル時）の連絡先を掲示すること。
- ⑤ 転倒防止策等の安全装置を備えていること。

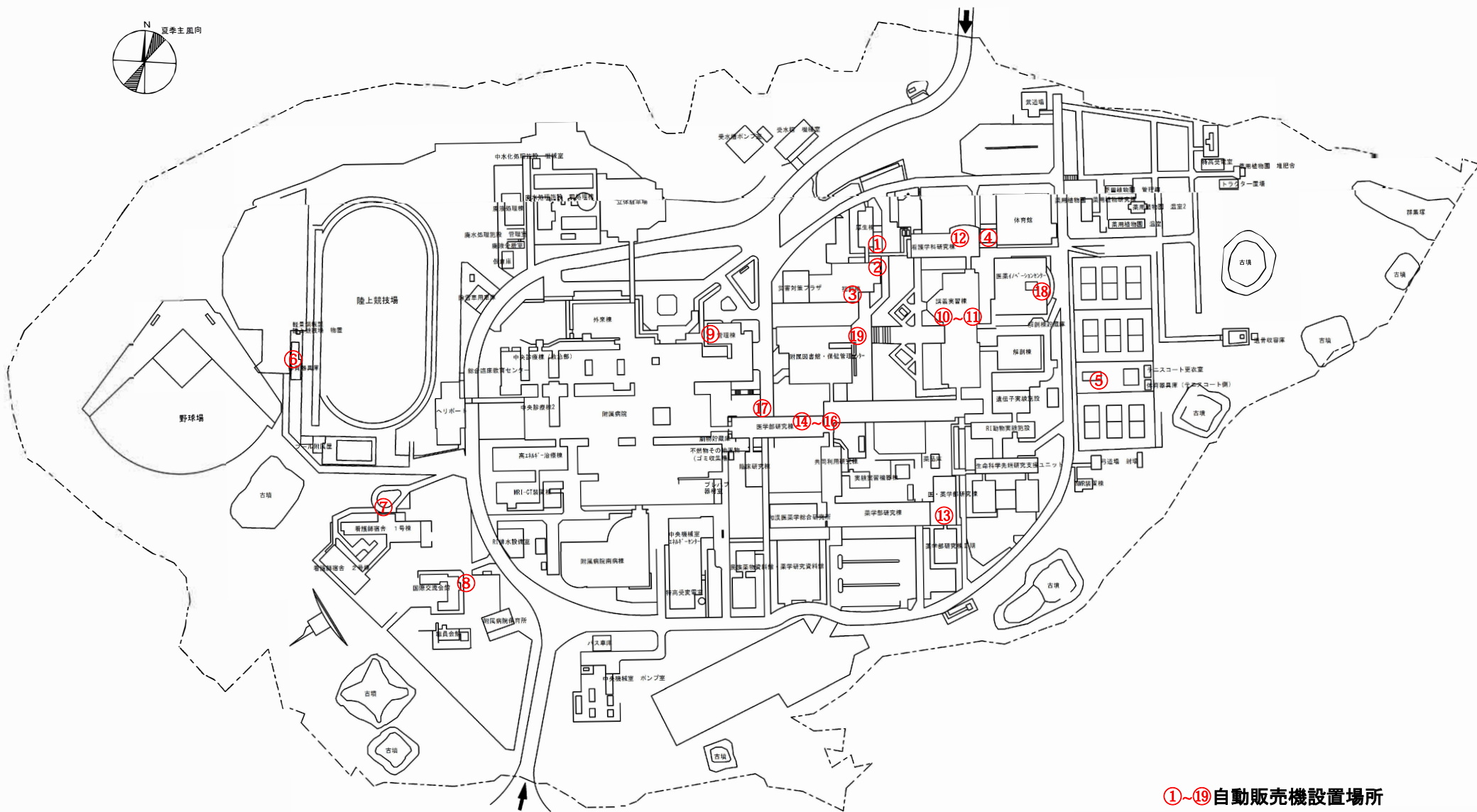
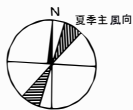
- ⑥ バリアフリー型自動販売機の設置を推奨する。
- ⑦ 設置する飲料自動販売機は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）の適合製品であること。「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」については環境省 HP を参照すること。
- ⑧ 災害時に自動販売機の飲料等を提供することを推奨する。

(3) 設置に関する条件

- ① 自動販売機の設置、商品の補充及びメンテナンスによって、学生、教職員等の通行等に支障を生じさせないこと。
- ② 自動販売機の設置及び販売に必要な各種法令に基づく許認可などは、設置事業者が取得すること。
- ③ 設置事業者には賃借権、営業権等の私法上の権益は一切認めないこと。
- ④ 食品衛生法等の関係法令を遵守し、衛生管理及び感染対策を徹底すること。
- ⑤ 設置する自動販売機及び販売品の搬入並びに空き容器等の搬出については、本学が指定する時間帯や経路に従うこと。
- ⑥ 設置する自動販売機を変更する場合又は商品構成を変更する場合は、あらかじめ本学と協議し了承を得ること。
- ⑦ 自動販売機を設置する際は、専用の電源を敷設し、敷設の際は財務施設部施設整備課に確認のうえ施工を行うこと。

(4) その他に関する条件

- ① 自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品の補充、売上代金の回収等を他者に行わせようとする場合は、書面をもって事前に本学に届けること。
- ② 設置事業者に対して、商品構成等の改善を求めたにもかかわらず、改善の評価がない場合には、本学から、半年前までに設置事業者へ契約解除の通告を行う。
なお、設置事業の撤退に際しては、次の設置事業者への引き継ぎに協力すること。
- ③ 設置事業者は、真にやむを得ない事情により設置事業から撤退する場合には、設置事業を終了する半年前までに本学に申し出ること。
- ④ 商品別の売上高及び光熱水量の検針の報告は、本学が指定する日までに担当者に行うこと。
- ⑤ 設置事業の撤退に際しては、速やかに原状復帰を行うこと。



杉谷キャンパス配置図